

令和5年度第4回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和5年7月3日（月）

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第22号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第23号 農地の転用の許可の申請について

議案第24号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第25号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第26号 農用地利用集積計画について

議案第27号 農用地利用計画変更について

(2) 報告

報告第17号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第18号 農地の転用のための届出の受理について

報告第19号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二

5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要

10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、15番 二村 誓也

16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司

24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享

28番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、33番 新實 文夫

34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員)

9番 近藤 健次、13番 加藤 健一、14番 内藤 六市

(農地利用最適化推進委員)

29番 中野 永太郎、36番 三浦 弘正

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局長、次長、総務係係長、主査、主事
- (2) 農務課 主査、主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、9番 近藤 健次委員、13番 加藤 健一委員、14番 内藤 六市委員、29番 中野 永太郎委員、36番 三浦 弘正委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは15番の二村 誓也委員と17番の片岡 幸雄委員にお願いいたします。それでは議事にしたがいまして、議案第22号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

大竹 委員：申請番号14番 調査員の加藤健一委員が本日欠席のため、12番大竹が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和5年6月23日となっております。本案件は、自宅の隣地にある申請地を取得して農業に励みたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

太田 委員：申請番号15番 調査年月日は令和5年6月28日。本案件は、住宅を建築するにあたり、付近に雨水を放流する側溝又は水路がないため、申請地に排水管を埋設したいというものです。当事者において合意はできており、地上での農作業に支障はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 23 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

酒井(誠)委員：申請番号 7 番 調査年月日は令和 5 年 6 月 26 日。本案件は、現在京都で仏壇屋を経営しており、店の 2 階のアパートで妻と暮らしているが、息子へ仏壇屋の経営を譲渡することに伴い息子夫婦がアパートに住むことになり、一緒に住むには手狭であるため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 8 番 調査年月日は令和 5 年 6 月 30 日。本案件は、現在妻と息子、娘家族の 8 人で暮らしているが、孫の成長に伴い手狭になってきたため、申請地にはなれを建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に、議案第 24 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 8 件説明を行った。なお、申請番号 25 番について、取下げがあった旨を報告した。)

会長：ありがとうございます。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

石川 委員：申請番号 22 番 調査年月日は令和 5 年 6 月 26 日。本案件は、現在製造業を営んでいるが、取引増加に伴い現在の工場では手狭になってきたため、隣接地である申請地に工場及び従業員用駐車場を新設したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 23 番 調査年月日は令和 5 年 6 月 24 日。本案件は、現在夫婦 2 人で賃貸住宅にて生活しているが、家財等が増え手狭なため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 24 番 調査年月日は令和 5 年 6 月 26 日。本案件は、現在家族 4 人で賃貸住宅にて生活しているが、家財等が増え手狭なため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

大竹 委員：申請番号 26 番 調査年月日は令和 5 年 6 月 27 日。本案件は、生花店を営んでいるが、花き類の集荷・発送用のトラックの駐車場、従業員及びお客様用駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

小野 委員：申請番号 27 番 調査年月日は令和 5 年 6 月 22 日。本案件は、現在石材店を営んでいるが、石材置場及び来客用駐車場が不足しているため、申請地に石材置場及び来客用駐車場を設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田 委員：申請番号 28 番 調査年月日は令和 5 年 6 月 28 日。本案件は、現在アパートに夫と子どもの 3 人で暮らしているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 29 番 調査員の中野委員が本日欠席のため、10 番成田が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 5 年 6 月 22 日となっております。本案件は、現在夫婦で賃貸住宅にて生活しているが、生活用品が増え手狭なため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可となっております。

舩 委員：申請番号 30 番 調査年月日は令和 5 年 6 月 24 日。本案件は、現在特定非営利活動法人として東京と岡崎において事業を行っており、今回里山プロジェクトとして、中山間地の農林業の活性化を目的とした 6 次産業化のための加工施設、管理棟、従業員用駐車場として申請地を転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功）委員：申請番号 30 番について質問です。申請人は N P O 法人として東京と岡崎で事業を行っているとのことですが、実績はあるのか、そして今後どういった事業を展開していくのかについて教えてください。また、里山プロジェクトについて、行政はどのように関わっているのか教えてください。加工施設とありますが、どのような加工を行うのか教えてください。最後に、N P O 法人でも所有権移転はできるのか教えてください。

事務局：2001 年に設立した団体で、岡崎市を主として里山プロジェクトに関わり、雨山町、東河原町周辺で活動をしています。加工から流通までを扱っており、行政とも連携しながら中山間地の活性化に向けた活動を行っています。加工施設では、楮の繊維を加工すると聞いております。法人の形態について農地法の中で制限はありませんので、N P O 法人が所有権を取得することも可能です。

会長：他に御質問はございませんか。無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。ただし、申請番号 22 番については、一団の転用面積が 3,000 m²を超える案件のため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち許可するものといたします。次に議案第 25 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って1件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

大竹 委員：申請番号2番 調査員の加藤健一委員が本日欠席のため、12番大竹が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和5年6月23日となっております。本案件は、申出事由の生じた方が、死亡により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主で年間200日程度農作業を行っていたことが確認できたとのこと。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、証明するものいたします。次に、議案第26号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、決定するものいたします。次に議案第27号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用計画変更について、議案書に沿って5件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

酒井（誠）委員：申請番号1番 調査年月日は令和5年6月26日。本案件は、商業施設の建設を計画しているが、駐車場用スペースが不足しているため、申請地を駐車場として利用したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

大竹 委員：申請番号2番、3番、4番について、調査員の内藤委員が本日欠席のため、12番大竹が代わりに調査内容を発表させていただきます。

申請番号2番 調査年月日は令和5年6月22日。本案件は、現在賃貸アパートに夫婦2人で暮らしているが、手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可となっています。

続いて、申請番号3番 調査年月日は令和5年6月22日。本案件は、平成30年に農振除外を行ったが、計画が中断し、現在は優良農地として利用可能であるため、農用地区域へ編入するというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。よって、調査員総合意見としては可となっています。

続いて、申請番号4番 調査年月日は令和5年6月24日。本案件は、現在賃貸アパートに息子と2人で暮らしているが、手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可となっています。

新實 委員：申請番号5番 調査年月日は令和5年6月22日。本案件は、卸販売事業を営んでいるが、事業所内の従業員用駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功）委員：申請番号3番について、岡崎市が申請人となっていますが、何か事業を行うということなのでしょうか。

事務局：申請番号3番については編入という形になりまして、岡崎市が土地を購入するものではありません。平成30年に分家住宅を建築するために農振除外を行ったが、計画が中断したことにより、再び農用地に編入するという案件になります。

会長：他に御質問はございませんか。無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、農用地利用計画を変更するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	3件
農地の転用のための届出の受理について	12件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	33件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。次に、農務課から連絡がございます。

事務局：(農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の改正について説明を行った)

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

酒井(功)委員：改正はその都度行われるものなのでしょうか。

事務局：基本構想につきましては、5年に1度設定することが法令で定められています。改正の都度、農業委員会の意見聴取が必要になりますので、5年に1度皆様の意見を聞かせていただきます。

川澄 委員：意見聴取は農業委員会に限定していますか。また、実際に改正されるのはいつ頃なのでしょう。内容の中に青年とありますが、年齢の基準はありますか。

事務局：農業委員会とJAから意見をいただき、その後愛知県の同意を得て、岡崎市で公告したのち施行という流れになります。9月末頃に公告を予定しておりますので、施行は10月頃になるかと思われます。青年の定義ですが、性別は問わず、50歳未満を対象としております。

柴田（若）委員：耕作放棄地を優良な農地に戻すために行政から何か支援はないのでしょうか。

事務局：耕作放棄地を農地に戻して誰かに貸し付ける場合、国の方で補助金を出すという制度がありますので、具体的な話があれば農務課に相談いただければと思います。

小野 委員：農地バンク制度が4月から始まりましたが、現在の利用者はどのくらいでしょうか。

事務局：現時点での農地の登録数は約160筆、借受希望者の閲覧は5件ほどありますが、マッチングはまだありません。引き続き、制度の周知を図っていきたいと思います。

会長：他に御質問もないようですので、以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前10時35分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（15番）

岡崎市農業委員会委員（17番）